

京都市告示第514号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和5年12月28日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市北白川児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
京都市修学院児童館	京都市左京区一乗寺燈籠本町26番地 京都市修学院児童館運営委員会	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
京都市勸修児童館	京都市山科区西野山中臣町29番地の36 京都市勸修児童館運営委員会	同 上
京都市七条第三児童館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
京都市桂徳児童館	京都市西京区檜原角田町1番地の42 社会福祉法人積慶園	同 上
京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	東京都港区芝大門一丁目1番3号 日本赤十字社	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課及び子ども家庭支援課)